

宝達志水町国民保護計画の変更概要

【計画の目的】

町では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置など国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的として、国民保護計画を作成している。

【変更概要】

1 県の「石川県国民保護計画」の変更に伴い、宝達志水町国民保護計画を変更するもの

(1) 避難住民へのスクリーニング及び除染等の実施

核攻撃等においては、避難住民等のスクリーニング及び除染等の措置が必要であることを追記。

(2) 非常時における通信体制の確保

警報や避難措置の指示等が、迅速かつ確実に伝達されるよう、情報伝達手段に緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を追加。

(3) 安否情報について

安否情報の収集・提供等を効率的に行うために国が開発した安否情報システム（パソコンによりデータ入力・検索を行う）の運用開始（平成20年4月）を踏まえて記述を修正。

(4) 国民の保護に関する基本指針の一部変更（平成29年12月）

- ・平素から全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記。
- ・地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、弾道ミサイルを想定した避難訓練の内容を例示として追加。

(5) 合同対策協議会の開催について

国や県等の関係機関の間における情報共有や意思の統一を図るため、国の現地対策本部が合同対策協議会（国の現地対策本部長が主導的に運営）を開催することが新たに定められたことに伴い、これに対する町の協力を追加。

(6) 大規模集客施設における避難対策

大規模集客施設等の管理者と連携した施設利用者等の避難等に必要な対策の実施を明記。

(7) 武力攻撃原子力災害への対処

避難住民等に対するスクリーニング及び除染の実施について、宝達志水町地域防災計画（原子力災害対策編）の定める例による旨を明記。また、記載内容を県国民保護計画に準じた内容に修正。

2 時点修正等に伴うもの

(1) 薬事法の名称改正

(2) 町の人口や気候等の統計数値の修正

(3) 語句の見直し